

○呉市長期継続契約とする契約を定める条例

平成17年3月18日条例第7号

改正

平成27年1月8日条例第3号

呉市長期継続契約とする契約を定める条例

長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

- (1) 物品（事務機器に付随するソフトウェア及びプログラムを含む。）の賃貸借契約
- (2) 施設及び設備（機械器具及び電算処理システムを含む。）の維持管理に係る業務委託契約

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年1月8日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。